

2020
10月
No.631

カ
報
廣

かみきたやま



■ 主な内容

9/19 やまゆり学園運動会

令和2年9月定例村議会一般質問…………… P 2～4
村長選事務手続説明会…………… P 4
やまゆり学園運動会・満100歳のお祝い… P 5
上北山村新型コロナウイルス感染症対策補助金… P 6～7
診療所からのお願い・予防接種費用助成について… P 8
国民健康保険からののお知らせ…………… P 9
村工事入札 他…………… P 10

年金だより…………… P 11
お知らせ…………… P 12
労働保険適用促進強化期間・検察審査会… P 13
聞こえの相談会・奈良健康情報…………… P 14
診療所だより…………… P 15
吉野消防署からののお知らせ・奈良県最低賃金… P 16

—— 毎月11日は「人権を確かめあう日」 ——

令和2年

9月定例村議会

一般質問

9月定例村議会において、2人の議員による一般質問が行われましたので、その概要についてお知らせします。

大谷議員 問 空き地対策について



①農地対策についてですが、持ち主に使用しなくなった農地の行政登録を推奨しませんか。

借りて使用する人が出てくれば、行政は登録者に奨励金を出す制度を作ってください。

農地管理になりますし、家庭菜園として楽しむこともできます。地場農産物の

推奨にもなると思います。
②空き地管理についてですが、どんな場所でも草は蔓延ります。石垣も手入れしなければ崩れます。

これを管理するのは所有者の義務であります。

放置されれば、害虫害獣の発生や法面崩落で近隣の迷惑となるでしょう。とはいえ、個人管理には限界があり、村外居住となれば放置状態が進むかもしれません。草刈り・草押さえシート設置・法面補修などで補助が下りるような、本村での補助金申請制度を提案します。

この空き地対策は、人口減少過疎化が進む当村の環境維持に必要と考えています。草だらけの空き地、無住の空き家、廃業看板、無灯火道路など、環境美化対策の 일환として空き地管理の制度をよろしく願っています。

答 村長

空き地対策について、お答えいたします。

農地対策と空き地管理は関連すると思いますので、合わせて答弁させていただきます。

使っていない農地の行政登録の推奨については、行政

政登録の目的について、休耕地の利用促進なのか畑地の維持管理なのか少し迷うところではありますが、今後、農地利用や管理について村はどのように考えているのかという、ご質問と捉えお答えいたします。

確かにここ数年、休耕地や耕作放棄地が増えている状況にあります。

原因としては今まで作っていた方が高齢となられ、作り手がなくなること、近年多発する鳥獣被害により耕作意欲を削がれてしまったことが考えられます。

このことから、今後作物を作り続けるには、作り手の問題、鳥獣害の問題を並行して解決して行かなければならないと思っています。

ご質問の行政登録の推奨に関し、土地に対する日本人の考え方について私見ではありますが、日本人は、土地に対して思い入れの強い民族だと思っています。

そのため民間の農地利用については賃借関係等、慎重に進めなければならぬと考えております。

もちろん、農地利用促進のため、従前より村として

は補助金制度を通じ鳥獣害対策事業や上北山村宅地等、単独災害復旧事業助成金交付制度等により農地施設、石積等の補修事業の補助を行ってまいりました。



草刈り・草押さえシート設置、法面補修は新しいメニューでありますので、補助事業に加えるかどうかの検討は必要と考えます。

ご存じのように、行政は個人の農地管理に対し、どこまで関与できるのか難しい問題で、原則的には、民有地の管理はあくまでも自己責任であり、行政が関わる場合多方面の検討が必要になります。

とはいえ、議員のおっしゃるとおり、空き地、放棄地、休耕地を荒れたままの状態でも放置しても構わないのかという疑義、加えて、空き地、

空き家、廃業看板、無灯火道路と数件の課題を出されましたが、環境美化を語るうえで、これらについてどのように考えるのかということに対しては村民の皆様の声でもあると考え、答えなければならぬと思っています。

上北山村の魅力は、雄大な大自然とそれよりいする清流でありますが、一方で、人が住まいする里の風景も魅力であると考えます。

里の風景は住民が常に接する風景であり、美しい景観、心が和む風景は環境美化を語るうえで大源であります。

加えて、観光立村を目指す当村にとり、その整備は必要不可欠のテーマであります。

物事はすべて直ぐにはできませんが、美しい景観づくりは村の大きな政策の柱であり、今後とも取り組んでいく所存であります。

ここで、景観づくりの一端を申し上げれば、河合上切の休耕地を利用し、杏の苗の植栽計画を立てており、苗の植えつけをしたいと考えています。

美しい景観づくりへの第一

歩を、この植樹をもって踏み出し、この流れを全村に導きたく、只今は各大字での計画も検討中です。

一例として否の植樹をあげましたが、なるべく手間の掛からない作物の選定という意味で選んだことであり、畑地利用については、果樹と同様、それ以上に野菜生産に期待と希望を持っています。

これらにより、様々な有意性、可能性を再発見して、農作物の生産を進めていきたいと考えています。

議員ご提案の、農地の行政登録についても農作物の生産推進のひとつの手段として考えていきたいと思えます。

次に鳥獣害対策についてですが、現在村では猟友会の方々にお願ひして有害駆除対策を行っています。

作った作物を守るために、農作物鳥獣被害対策補助金制度を設け、網等の材料費として5万円までは満額支給、それを超える額については、15万円までは1/2の助成、設置手間としては1㎡あたり80円、電気柵は1㎡あたり60円を助成する

制度を設けています。

この金額では十分な獣害対策施設は作れないとの声もありますので、補助金の増額を含め検討してまいります。

■岩本議員 問 増加する野生動物について

里に出没する野生動物の村の対応について質問させていただきます。



ここ最近、連日のようにクマが出ましたと放送されており村民の皆さんも大変危惧しているところであります。

西原では7月頃からサルが出没し、せつかく育てた野菜などが次々に被害にあいました。

この対策として、ロケット花火を朝早くから放った

りしましたが、動物の方が非常に早起きで、さっぱり効果がなく、檻による捕獲も試みましたが、餌付けをしてもなかなか捕獲できないことはご存じのとおりだと思います。

また熊の出没についてですが、西原下田の民家に、深夜出没し、民家のすぐ裏で、残飯を食べているということがありました。

ライトをあてても逃げる様子もなく、翌々日、熊檻を設置し、捕獲していただきました。

今回は大変早い対応で、住民も安心したのですが、その後一週間もしないうちに、養魚場に別のクマが連日出没しております。

サルもクマも里に現れるのはいわば、餌付け効果であることが分かっています。

大切に育てている野菜、一般家庭から出る残飯、そして今問題になっているのが観光客が捨てたゴミ、特にバーベキューのゴミなどにクマがつかけて非常に困るという話をききました。

クマの出没を確認したら、ゴミ出しは必ず収集日の朝にしてもらうよう呼び掛け

る、河川でのバーベキューの後始末も、注意看板をしっかりと出した方がいいと思います。

天川村のように禁止することも検討が必要だと思います。

ツキノワグマは基本的に銃による狩猟が禁止されているようですが、一部の県では解禁されているようですので、これらの情報を調査し報告していただきたいと思えます。

また、クマの目撃について役場に電話がかかると思いますが、これは特に義務付けされていないようですが、その辺もきっちり規則を作った方がよいのではないかと思います。

クマが頻繁に出没する場合は、積極的に捕獲に向かうのか、あるいは国、県に働きかけて銃による狩猟を解禁する方向に向かうのか、その他の手段を考えているのかなど、ぜひ具体的な方策をお示しく下さい。

答 村長

鳥獣による被害は年々深刻さを増しており、村では、猟友会の協力を得

て、河川や畑地を荒らす有害鳥獣の駆除を積極的に行っております。

河川においては二コイやブラックバスなど害魚の駆除を漁業組合と共同して駆除している状況であります。

畑地については、防獣網や電気柵の設置等、補助金を通して対策を講じていますが、最近特に猿の被害が多くなってきたおり、年々野菜作りを諦める方が増えているのが実情であり、行政においても危機感を募らせています。

再度、鳥獣害対策補助金等の見直しも含め、当該対策事業を検証し、それに応じた有効な対策を講じるべく、担当課で検討をしているところであります。

また、里に出没する野生動物の村の対策についてはですが、サルの檻に関しては7月中ごろから作業を開始し、8月中ごろには本設置となりました。

その後2頭捕獲し、被害は収まりましたが、油断はできない状況で、そ

の為、サルは捕獲檻について現在も設置中であります。

聞くところでは、サル用に電気線を織り込んだ防獣網もあるようですので、このあたりも検討して、畑作りを再開してもらせるよう知恵を絞りたいところです。

次に熊についてですが、紀伊半島のツキノワグマは環境省のレッドリストに「絶滅の恐れがある地域固体群」として指定、奈良県においても「絶滅寸前種」とされています。これは、国における鳥



獣保護管理法とリンクされており、これを達成するため、各都道府県においては鳥獣保護管理計画を策定しており、奈良県

については、ツキノワグマ保護管理計画も策定されています。

計画期間については令和4年3月31日までとなつていますが、紀伊半島のツキノワグマ保護政策は、地域を限定した保護政策であり、解除に向けては多くの検証が必要となり、環境省としては簡単に方向転換できる環境になつておらず、継続の可能性が高いと思われます。

そのような熊保護政策の中、熊が集落近くまで出没する現実があり、人的な被害を受ける前に捕らえて放獣する必要があります。

捕獲するためには奈良県知事の許可が必要であり、捕獲後の対応については、県主導の協議となりますが、基本的には捕獲された市町村での学習放獣となります。

捕獲檻の設置に関しては、集落付近で目撃された場合、基本的には設置する必要があると考えます。

条件・状況により殺処

分の対象となる場合もありますが、いずれにせよ、奈良県との協議は義務であり、檻に掛かった熊の処置は奈良県の方が行つております。

兵庫県の一部では狩猟が解禁されているようですが、奈良県とは桁違いに熊の目撃情報があるとのことで、奈良県での狩猟の解禁は難しいと思われま

熊の場合、遭遇すれば命に関わる恐れがある事から、地域住民に対し、早急な周知が必要であり、そのためには、タブレット等による放送が有効であると考えています。

特に、出没が集落付近であった場合、有線放送にて速やかに、お知らせすることを実施したいと思います。

今後、村内、特に集落近くにおいて熊の出没を確認した場合、速やかに役場に連絡を入れてもらえますよう村民の皆様方にはご協力を強くお願いしたいと思います。

上北山村長選挙における事務手続等の説明会開催について

来る、12月6日執行予定の上北山村長選挙に際して、候補者となろうとする者の立候補届出等の各種の事務手続等について、下記のとおり説明会を開きますので希望の方はご出席ください。

1. 日 時 令和2年10月30日(金) 13時30分から
2. 場 所 上北山村振興センター 大集会室

(追 伸)

- ・立候補届の伴う各種の届出用紙を当日配布します。
- ・出席者は、時間厳守してください。

上北山村選挙管理委員会

令和2年度

上北山やまゆり学園運動会



9月19日(土)、上北山やまゆり学園において「やまゆり学園運動会」が開催されました。

毎年、住民も参加して「村民大運動会」として開催しておりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来賓の方や村民の皆様の参加・観覧を見合わせ、規模を縮小し、開催することとなりました。

開会式が行われたあと、園児・児童・生徒などによるかけっこ「とっこ徒競走」、園児・児童・生徒とご家族でペアになり大玉をころがす「あめだま転がし」、また丸太をころがしたり、切ったりして競う「山行きさんレース」などが行われました。

また、恒例の「玉入れ」や「綱引き」が行われたあと、人気のゲーム「あつまれ!どうぶつの森」のキャラクターのお面をかぶって競争する「あつまれ!やまゆりの森」や、人気のアニメ「トイストーリー」のお面をかぶって逃げ出したキャラクターたちを捕まえる「借り物競争」などが行われました。

また、児童・生徒、先生、保護者で競う対抗リレーが行われ、見事、児童・生徒チームが優勝しました。

祝100歳!! おめでとございます!

令和2年度に百歳を迎えられる方に多年にわたり社会の発展に寄与してきたことに感謝するとともに、百歳を迎える高齢者の長寿をお祝いするため、内閣総理大臣からのお祝い状と記念品が贈呈されました。

本村で百歳を迎えられる方 **福嶋 セツさん**

また、奈良県知事からもお祝い状と記念品が贈られ、本村からはお祝金を贈らせていただきました。

どうぞ、これからもお元気で更なるご健康とご活躍をお祈り申し上げます。



上北山村 新型コロナウイルス感染症 対策補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染予防や感染拡大の防止を図るために要した経費及び新しい生活様式を实践しつつ前向きに事業継続を図るために要する経費に対し、本村独自に補助金を交付します。

当補助金は、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に向けた新たな社会、経済構造の構築を推進し、本村経済の回復・活性化につなげることを目的としています。

1.対象事業者（次のすべての要件に該当する事業主）

- ①村内に事業所を有する中小企業者、個人事業主、一般社団法人、特定非営利活動法人等（中小企業基本法第2条第1項に該当する者）
- ②村内で営業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。
- ③事業の実施に当たって必要な許認可を取得していること。（飲食店営業許可等）
- ④村税を滞納していないこと。（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて認められた延納等は除く。）

2.補助額（店舗数に関わらず1事業者あたり1回限りの申請）

補助率→補助対象経費総額の10／10

補助上限→1事業者につき 上限25万円（消耗品購入は5万円まで）

※国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする場合または受けた場合は、補助対象経費から国、県等の補助金の額を除いた額に補助率10分の10を乗じた額とします。

3.申請期間

令和2年10月1日（木）～令和3年2月26日（金）迄

4.補助対象期間

令和2年4月1日（水）～令和3年2月26日（金）迄

※申請開始前に機器等を購入された場合でも、補助金の趣旨・目的に照らして適正と認められる場合には、補助金の対象となりますのでご相談ください。

5.補助対象経費

①補助対象となる具体例

機器・備品	空気清浄機、サーキュレーター（換気用）、自動水洗手洗器への改修、自動水洗トイレへの改修、自動扉への改修、アクリル板などによるパーテーション、衝立、非接触型検温器、自動手指消毒器、消毒用噴霧器 など
消耗品	マスク、アルコール消毒液、フェイスシールド、ビニール手袋、ペーパータオル、テイクアウト容器 など
新サービス	キャッシュレス決済導入に係る費用、店舗のリフォーム費用、業態転換に伴う費用（システム構築費等） など

②補助対象にならない具体例

- ・見積書（明細）、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの
- ・事務用品等
- ・人件費、家賃等の固定経費
- ・公租公課
- ・手数料等
- ・振込手数料
- ・光熱水費、通信費、事務用機器のリース料等のランニングコスト
- ・パソコン、タブレットなど汎用性の高いハードウェア
- ・商品券、金券等
- ・自宅兼店舗に整備しようとする経費（事業用の店舗、事業所が明確に分かれている場合には事業に使用する部分のみ対象）
- ・仮想通貨、クーポン、ポイントでの支払
- ・タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等
- ・汎用的に使用することができる自動車、自動二輪車、自転車等
- ・その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用

※①・②の具体例は一例ですので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

6.申請に必要な書類

- ①上北山村新型コロナウイルス感染症対策補助金交付申請書（村の所定様式）
- ②経費の確認書類の写し（見積書又は領収書）
- ③機器の設置又は施設の改修をする場合は補助事業の対象となる施設の写真（整備しようとする箇所および外観等）

【問い合わせ先】役場企画政策課 TEL:2-0001

診療所からのお願い

新型コロナウイルス・インフルエンザの感染を防ぐ為、風邪症状や37.5度以上の発熱がある方は診療所に来る前に必ず電話でご連絡頂き、医師の指示に従って受診してください。

他の患者様への感染拡大防止のためにご協力をお願いします。

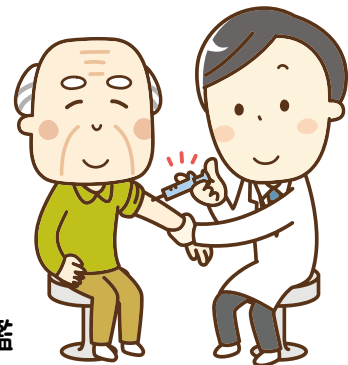


上北山村国民健康保険診療所
TEL:2-0016

高齢者インフルエンザ 予防接種費用助成のお知らせ

村外の医療機関にてインフルエンザ予防接種を受けた65歳以上の方は自己負担金のうち4,000円を限度として助成します

- ◆対象者：上北山村民で65歳以上の方
- ◆助成回数：一人1回
- ◆接種期間：令和2年10月1日～令和3年1月31日
- ◆申請締切日：令和3年3月31日まで
- ◆持ち物：インフルエンザ予防接種の領収書・印鑑



お問い合わせ・申請窓口
役場保健福祉課 TEL:3-0380

国民健康保険からのお知らせ

お財布にやさしい

ジェネリック医薬品を!!

ジェネリック医薬品に切り替えることで、お金にちょっとした「ゆとり」が生まれるかも！
安くなった分で、素敵な時間を過ごす養生訓はいかがですか？



ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは？

先発医薬品(新薬)と同じ有効成分が配合されていて、同等の効果を発揮する薬です。医薬品の開発費用が安く済むため、価格(薬価)が安く設定されています。薬局等の窓口での支払い負担が少なくなります。また、保険料の負担軽減にも貢献します。



ジェネリック医薬品の中には、先発医薬品よりも優れたものもあります!

ジェネリック医薬品の工夫の例

● 吸湿性を抑えて他の薬と一包にまとめられるようにする工夫



● 苦みをコーティングして飲みやすくする工夫



● 大きくて飲みづらい錠剤の小型化



● 水なしでも飲めるような錠剤の工夫



ジェネリック医薬品に切り替えるには、どうすればいいの？

ご注意ください!

医師や薬剤師に相談しましょう!



- 先発医薬品によっては、まだジェネリック医薬品がないものがあります。
- 処方箋の「変更不可」欄に、医師の署名と「✓」や「×」があると変更できません。

ジェネリック医薬品を 希望します
ジェネリック医薬品を 希望します
ジェネリック医薬品を 希望します

医師・薬剤師の皆様へ
ジェネリック医薬品を
希望します

ジェネリック医薬品に関する
説明をお願いします

村 工 事 入 札

■工事名、()内は場所、①契約金額、②請負人

(敬称略)

9月15日入札

- 西原団地改修工事 (西原地内) ①19,687,800円 ②(株)中村組
- 林道風折線改良工事 (小椽地内) ①7,652,700円 ②(株)中村組
- 上北山村管内林道橋梁定期点検委託業務 (村内全域)
①21,450,000円 ②(株)長大奈良事務所
- 上北山村管内林道トンネル定期点検委託業務 (河合・小椽地内)
①6,226,000円 ②(株)長大奈良事務所

10月6日入札

- 上北山村振興センター駐車場整備工事 (河合地内) ①7,258,900円 ②(株)吉野組
- 施業放置林整備事業(1号地) (白川地内) ①1,959,100円 ②(株)吉野組
- 施業放置林整備事業(2号地) (白川地内) ①2,087,800円 ②(有)高澤工務店

税を考える週間

～くらしを支える税～



税に関心を持とう!
考えると見える生活がある。

期間 | 11月11日 ▶ 11月17日

● ● 国税庁のオンライン手続きの取組 ● ●

年末調整・確定申告 × マイナポータル

↳ 控除証明書などのデータをマイナポータルから取得

税務相談 × チャットボット

↳ AIが自動で回答、税務相談チャットボットは令和2年10月下旬公開

納付手続 × キャッシュレス

↳ ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード納付、振替納税でキャッシュレス納付が可能

電子申告 × ペーパーレス化

↳ e-Tax申告や帳簿書類の電子化で事務の省力化・ペーパーレス化

国税庁

<https://www.nta.go.jp>

法人番号 7000012010002



税を考える週間 検索

離婚時の年金分割制度のお知らせ

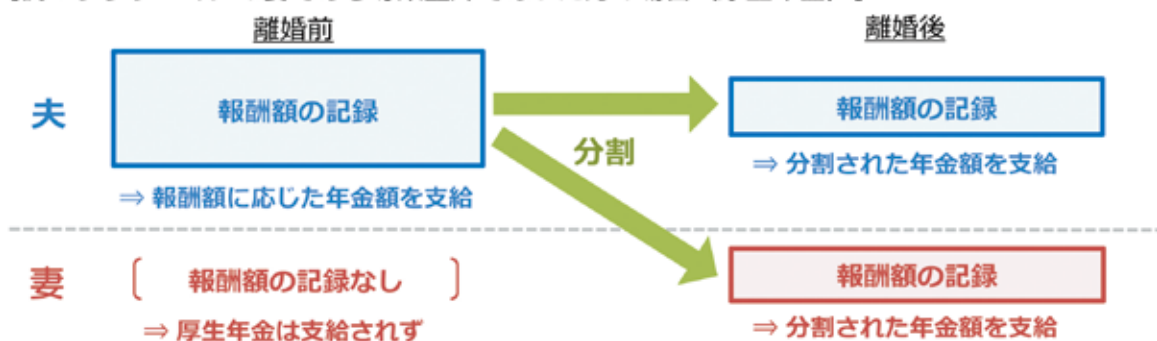
- ▶ 離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。
- ▶ **離婚後2年以内※に手続きを行っていただく必要がある**ので、**お早めに、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターまでご相談ください。**

※ 年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6ヶ月以内*であれば手続き可能です。 *調停等の成立日が令和2年8月2日以前の場合は1ヶ月以内

離婚時の年金分割のイメージ

- ✓ サラリーマン等が加入する厚生年金は、給与等の報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。
- ✓ 離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額をお二人で分割できます。

【例：サラリーマンの妻である専業主婦であった方の場合（厚生年金）】



年金分割の方法（2種類）

※ **いずれの場合も、原則として離婚後2年以内に手続きを行うことが必要です。**

①合意分割

- ✓ お二人からの請求により、年金を分割できます。
- ✓ 年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続によって決定されます。

②3号分割

- ✓ サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者※であった方からの請求により、年金を分割できます。
- ✓ 年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
- ✓ 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象となります。

※ 厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

年金事務所や年金相談センターの所在地は以下のホームページをご参照ください。
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

全国一斉
「女性の権利ホットライン」

夫・パートナーからの暴力をはじめめとして、職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為などの女性の権利に関わる問題全般について、ご相談をお受けします。

相談は無料で秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください。

■日時：11月12日(木)～18日(水)

電話受付時間：

平日 8時30分～19時

土日 10時～17時

インターネット受付時間：24時間

※回答は後日となります。

■連絡先

TEL：0570-0700-810

※電話をおかけになった場所の最寄りの法務局につながります。

※携帯電話・PHS使用可、IP電話使用不可

URL：http://www.jinken.go.jp/

※インターネット人権相談フォームに相談内容等を記入して送信すると、後日、最寄りの法務局が回答します。

■対象：県内在住の女性

■相談員：人権擁護委員及び法務局職員

お問合せ

奈良地方法務局人権擁護課

TEL：0742-2315457

患者等搬送乗務員講習

患者等搬送事業所に従事する乗務員の方に必要な応急手当に関する知識及び技能の習得を目的とした「基礎講習」と、その知識及び技能を適正に維持向上することを目的とした「定期講習」を開催します。

■基礎講習

日時：12月5日(土)・6日(日)

9時～17時

場所：奈良市防災センター

奈良市八条5条目404-1

※はじめて受講される方、または資格期限切れの方が対象

※2日間の受講が必要です。

■定期講習

【奈良会場】

日時：

①12月10日(木)

9時～12時

②12月16日(水)

13時30分～16時30分

場所：奈良市防災センター

奈良市八条5条目404-1

【天理会場】

日時：12月8日(火)

13時30分～16時30分

場所：奈良県広域消防組合 天理消防署

【五條会場】

日時：12月14日(月)

9時～12時

場所：奈良県広域消防組合 五條消防署

※定員は両日とも20名です。

※平成30年度以降に基礎講習または定期講習を受講された方が対象です。

■申込受付：

11月20日(金)まで

(平日8時30分～17時)

吉野消防署 救急課

TEL：0746-3211011

なら・ヒューマンフェスティバル
人権啓発パネル展示

毎月11日は「人権を確かめあう日」です。

※新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、今回の開催内容は「人権啓発パネル展示」と「啓発冊子の配布」といたします。

①イオンモール橿原 3階中央ブリッジ前

11月11日(水)～12日(木)

10時～17時

②イオンモール大和郡山 3階フードコート前

11月14日(土)～15日(日)

10時～17時

③エコー・マミ 北館1階 セントラルコート

11月21日(土)～22日(日)

9時半～19時

主催：

なら・ヒューマンフェスティバル実行委員会

TEL：0742-2718719

自衛官候補生採用試験(陸空海)

■日にち：令和2年12月12日(土)

■場所：航空自衛隊奈良基地

■資格：18歳以上33歳未満の方

■お問い合わせ・連絡先

自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所

■電話：0747-2213789

■担当：

西嶋(にしじま)、藤原(ふじわら)

転職や就職をお考えの方、ご存じの方、まずはご連絡下さい。



村の
電話帳



役場 2-0001
 ワースリビングかみきた
 診療所 2-0016
 (休日及び午後5時15分以降は、役場に転送されます。)
 保健福祉課 3-0380
 社会福祉協議会 2-0129
 教育委員会 2-0066
 上北山やまゆり学園 2-0027
 やまゆり保育園 2-0230
 村民総合会館 3-0330
 白川公民館 3-0120
 ふるさとふれあい会館 3-0218
 一般社団法人
 ツーリズムかみきた 2-0102
 上下北山衛生センター
 し尿 5-2227
 ゴミ 5-2251
 吉野警察署河合駐在所 2-0005
 吉野消防署北山分署 5-2450
 吉野土木事務所
 工務第二課 2-0098
 関西電力(株)高田営業所 0800-777-8051



火災時の通報

119通報(消防署)
 と同時に、役場にも必ず通報してください。

奈良労働局からのお知らせ

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

1人でも労働者(パート、アルバイトも含まれます)を雇った場合、事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する必要があります。

まだ、加入手続きをとられていない事業主の方は、従業員の方が安心して働けるよう、加入手続きを行ってください。

お問い合わせ先

労働基準監督署
 公共職業安定所(ハローワーク)
 奈良労働局総務部労働保険徴収室

TEL: 0742-32-0203

「検察審査会」をご存知でしょうか?

検察審査会は、選挙権を持つ国民の中からくじで選ばれた検察審査員が、検察官の不起訴処分の当否を審査する機関です。

あなたの身の回りで、こんなことはありませんか。交通事故や傷害などの被害にあったのに、犯罪を告訴・告発したのに、検察官が犯人を裁判にかけてくれない。

そんな時は、検察審査会事務局に来てください。相談・申し立て無料です。秘密は固く守られます。

申し立ての受付は、大和高田市役所の真向かいにあります。

お問い合わせ

〒635-8502
 大和高田市大中101-4
 奈良地方裁判所葛城支部内 葛城検察審査会事務局
 TEL:0745-53-1012(代表)

聞こえの相談会



■日 時 11月8日(日)午後1時～4時

■内 容 講 演：奈良県立医科大学耳鼻咽喉・頭頸部外科学
講師 西村 忠己 先生

テ ー マ：「難聴と治療」

体験発表：補聴器・人口内耳装用者

個別相談：西村先生

医大医局員・人口内耳メーカー・補聴器販売店

■会 場 奈良県社会福祉総合センター 5階 大会議室

■参加費 無料※申込不要

奈良県聴覚障害者支援センター
TEL:0744-21-7880

子どもの発達障がい／神経発達症

「発達障がい」という言葉は、日本ではまだ一般的に使われていませんが、医学界では「神経発達症」と呼ばれます。障がいではなく、個性の延長である特性と考えられています。

赤ちゃんは、未知の世界を知るためにいろいろなものを見たり触ったりします。そして周りの人たちとかかわっていきま

す。しかし赤ちゃん側の関わる力が弱かったり、大人側の応える力が弱いと、世界は未知のままとなります。定型発達の子ども達は、反応をくれるヒトに強く興味を持つようになりますが、神経発達症の子ども達はかわる力が弱いと、よく変化

向があります。

定型発達症の診断は、病気というよりは、適切な支援を受けるための通行手形のようなものと考えてもらう方がよいかもしれません。

神経発達症の子が自信を持つて社会と関わりを持ち続け、安心できる居場所を持てるためには周囲の正しい理解と早期の療育など本人・家族への支援が不可欠です。

奈良県医師会



診療所
健康づくりのアドバイス
だより Vol. **81**
**コロナ禍における
インフルエンザ予防について**

上北山村国民健康保険診療所
医師 **金谷 悠 司**

全国的に新型コロナウイルス感染症が流行している中、今冬はインフルエンザとの同時流行が懸念されています。感染予防のための対策は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症と共通しています。

感染経路は、主に感染者の咳・くしゃみなどによって放出されたウイルスを、鼻や気管に吸引することによる飛沫感染ですが、ウイルスが付着した手で物に触れ、他の人がさらにその物を触り、その手で口や鼻を触ることによる接触感染もあります。

インフルエンザとは
インフルエンザとは、インフルエンザウイルスによる呼吸器感染症です。1〜3日の潜伏期間の後、38度以上の発熱、頭痛、咳、のどの痛み、筋肉痛などが主な症状です。

- 予防のポイント**
- 感染経路を断つ
咳エチケット
 - マスクを着用しましょう
 - ティッシュなどで鼻と口を覆いましょう
 - とっさの時は、袖や上着

の内側で覆いましょう
● 周囲の人からなるべく離れましょう

マスクの正しい付け方

- マスクの上部を鼻筋に合わせてましょつ。
- 鼻、口、あごを覆いましょう（隙間がないようにできただけ顔面に密着させます）

こまめに手洗い・手指消毒

外出後、食事前後にこまめに手洗い・手指消毒をしましょう。

その他

- できるだけ人ごみを避けましょつ
- 外出時はマスクを着用しましょつ
- こまめに部屋を換気しましょつ（1時間に5〜10分程度）
- 加湿器などを使って適度な湿度（50〜60パーセント）を保ちましょつ

2 抵抗力をつける

体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を日頃から心がけましょつ

3 免疫をつける

インフルエンザワクチンを接種することで、人の免疫機能を利用し、ウイルスに対する抗体をつくって、重症化を防ぎます。高齢者や基礎疾患のある方は、重症化する可能性が高いと考えられますのでかかりつけ医等と相談しましょつ。

発熱がある場合の受診方法について

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザとは、一見では診断がつきません。自分以外の方に感染させないために、37.5度以上の発熱がある場合は、必ず事前に医療機関へ電話連絡をし、指示にしたがって受診するようにならばましょつ。

インフルエンザ診断後の外出を控える期間について

一般的に、インフルエンザ発症前日から発症後3〜7日間は鼻やのどからウイルスを排出するといわれています。そのためウイルスを排出している間は、外出を控える必要があります。排出されるウイルス量は解熱とともに減少しますが、解熱後もウイルスを排出するといわれています。排出期間の長さには個人差がありますが、咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクを着用する等、周りの方へうつさないよう配慮しましょつ。

仕事を休むことや自宅療養することは、自分のためにも周りの方を守るためにも大切な行動です。自覚を持った行動を心がけるようにならばましょつ。



てんいち先生



STOP! コロナ差別

税・保険料の納期限

【11月2日】

- ・県村民税 第3期
- ・国民健康保険税 第4期
- ・介護保険料 第4期
- ・後期高齢者医療保険料 第4期

納期限までに納めましょう。
便利な口座振替もご利用ください。

村のようす

世帯数	303	(-1)
人口	490	(-1)
男性	252	(-1)
女性	238	(±0)
面積	274.22	km ²

令和2年10月1日現在

秋の火災予防運動 11月9日から11月15日 その火事を防ぐあなたに金メダル

令和2年度全国統一防火標語

全国一斉に実施される秋の火災予防運動は、地域のみなさま方の防火意識を一層高めていただき、火災の発生を防止することで、尊い生命や貴重な財産を守ることを目的としています。

消防署が提案する3つの習慣と4つの対策を参考に、家族や地域、職場を火災から守りましょう。

●3つの習慣

- ・寝タバコは絶対にやめる
- ・ストーブを使用する際は燃えやすい物から離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れる時は必ず火を消す

●4つの対策

- ・住宅用火災警報器などを設置し、逃げ遅れを防ぐ
- ・寝具や衣類、カーテンに防災製品を使用する
- ・住宅用消火器を設置し、火災を拡大させない
- ・地域の協力体制をつくり、お年寄りや身体の不自由な人を守る

以上、7つのポイントを普段から意識し、火災から命を守る行動を心がけましょう!

吉野消防署 TEL:0746-32-1011

奈良県最低賃金が改定されました

最低賃金件名	時間額
奈良県最低賃金	838円

【発効日】令和2年10月1日

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。ただし、特定の産業には特定最低賃金が定められています。

奈良労働局・労働基準監督署